

## ◎ 記載内容の説明

以下に説明する記載内容は、特記しない限り平成26年7月1日現在のものである。

### I 宅地

1 「基準地番号」欄においては、用途別に数字を付し次のように表示している。また、\*印は、平成26年地価公示（基準日：平成26年1月1日）の標準地と同一地点であることを示す。

1. 2. 3……………住宅地

5-1. 5-2. 5-3……………商業地

9-1. 9-2. 9-3……………工業地

2 「基準地の所在及び地番並びに住居表示」欄において、基準地に住居表示がある場合は、「」内に表示した。また、基準地が土地区画整理事業による仮換地又は土地改良事業による一時利用地となっている場合には、原則として、従前の土地の所在及び地番を表示し、（）内に現在の土地の当該事業による工区名、街区番号及び符号（仮換地番号）等を表示した。なお、仮換地番号と住居表示の両方がある場合は仮換地番号の表示を省略した。

なお、基準地が数筆にわたる場合は「外」と、一筆の一部である場合には「内」とそれぞれ表示し、また、同一の郡、市、区、町又は村にある基準地については、それぞれ最初の基準地についてのみ当該郡、市、区、町又は村名を表示し、他は省略した。

3 「基準地の地積」欄には、原則として、土地登記簿に登記されている地積（土地区画整理事業による仮換地又は土地改良事業による一時利用地である基準地については当該仮換地等の指定地積）を表示し、1平方メートル未満の端数は切り捨てである。また、基準地の一部が私道となっている場合には、その「地積」欄には私道部分を含めて全筆の地積を表示した。

4 「基準地の形状」欄には、基準地の間口と奥行のおおむねの比率を左側に間口、右側に奥行の順で表示した。なお、形状は、台形、不整形と特に表示しない限り四角形である。

5 「基準地の利用の現況」欄には、当該基準地にある建物の構造を次の略号で表示し、数字はその階層（地下階層がある場合、地上階層にはFを、地下階層にはBを付してある。）を表示している。ただし、価格判定の基準日に新しい建物が建築中の場合は「建築中」、建物が解体中の場合は「取壊中」とし、また、建物が撤去されている場合（仮設建物が存している場合等も含む。）には、「空地」と表示している。

鉄骨鉄筋コンクリート造……………SRC

鉄筋コンクリート造……………RC

鉄骨造……………S

軽量鉄骨造……………LS

ブロック造……………B

木造……………W

6 「基準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の状況を、「方位」、「幅員」、「舗装の状況」、「道路の種類」及び「その他の接面道路の状況」の順に表示してある。なお、道路の種類は次の区分により表示し、前面道路の舗装の状況は、「未舗装」と特に表示しない限り舗装済みである。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）の道路は、「国道」、「県道」及び「市町村道」等

(2) 土地区画整理事業施行地区内の道路（(1)及び(3)を除く。）は、「区画街路」

(3) 私人が管理する道路で、いわゆる私道と称されているものは、「私道」

(4) その他の道は、「道路」

7 「基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄については、次により表示した。

(1) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通

常の工事費負担によって、これらの水道から給水可能な場合は、「水道」と表示した。

- (2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）による一般ガス事業又は簡易ガス事業によりガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によってこれらのガス事業からガス供給が可能な場合は、「ガス」と表示した。
- (3) 基準地が下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく処理区域内にある場合及び公共下水道に接続し又は終末処理場を有している場合は、「下水」と表示した。

8 「基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として、鉄道駅名及び基準地から鉄道駅（地下駅の場合には地表への出入口）までの道路距離を表示し、50メートル未満の場合は「近接」又は「接面」と表示した。ただし、一部の工業地については、駅名に代えて主たる幹線道路の名称を表示した。

9 「基準地にかかる都市計画法その他法令の制限で主要なもの」欄においては、次により表示した。

- (1) 用途地域等は次の略号で表示した。ただし、市街化区域は特に表示していない。

第一種低層住居専用地域	1 低専
第二種低層住居専用地域	2 低専
第一種中高層住居専用地域	1 中専
第二種中高層住居専用地域	2 中専
第一種住居地域	1 住居
第二種住居地域	2 住居
準住居地域	準住居
近隣商業地域	近商
商業地域	商業
準工業地域	準工
工業地域	工業
工業専用地域	工専
防火地域	防火
準防火地域	準防
市街化調整区域	「調区」
市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域	(都)
都市計画の定めのない区域	「都計外」

- (2) 用途地域及び都市計画区域内で用途地域の指定のない区域については、( ) 内の左側に指定建ぺい率、右側に指定容積率をそれぞれパーセントで表示した。

## II 林地

- 1 「基準地番号」欄には、(林) を冠した一連番号により表示した。
- 2 「基準地の利用の現況」欄には、林地の現況及び樹種を表示した。
- 3 「基準地の周辺の土地の利用の現況」欄には、標高、傾斜度、方位等を表示した。
- 4 交通接近条件は、次の区分により表示した。
  - (1) 「基準地から搬出地点までの搬出方法及び距離」欄には、人力、集材機、鉄索、林(公)道隣接のうち、通常考えられる方法を記載し、距離は基準地の中心部からの距離を表示した。  
なお、基準地に林(公)道隣接の場合は、0mと表示した。
  - (2) 「搬出地点の道路の状況」欄は、道路の幅員及び種類を表示した。  
なお、基準地に林(公)道が隣接している場合には、その隣接道路の幅員及び種類を表示した。

- (3) 「最寄り駅及び距離」欄は、駅名及び基準地から駅までのおおよその道路距離を表示した。
- 5 「公法上の規制」欄には、都市計画法（昭和43年法律第100号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）及び森林法（昭和26年法律第249号）に基づく公法上の規制を次の区分により表示した。
- (1) 都市計画法  
 市街化調整区域……………「調区」  
 線引対象外の都市計画区域……………（都）  
 都市計画の定めのない区域……………「都計外」
- (2) 自然公園法  
 国立公園普通地域……………国立公普通  
 県立公園普通地域……………県立公普通  
 県立公園特別地域……………県立公特別
- (3) 森林法  
 地域森林計画対象民有林……………「地森計」
- 6 「地域の特性」欄には、地域の特性を次の区分により分類し表示した。
- 都市近郊林地  
 農村林地  
 林業本場林地  
 山村奥地林地

### Ⅲ 地価公示の標準地と同一地点である基準地

- 1 「基準地番号」の欄において、上段は本地価調査の基準地番号を示し、下段は平成26年地価公示の標準地番号を示す。また、一連番号の前に付されている5の見出し数字は当該基準地が商業地であることを示し、見出し数字を付していないものは住宅地であることを示す。
- 2 「基準地の所在及び地番並びに住居表示」、「基準地の地積」、「基準地の形状」、「基準地の利用の現況」、「基準地の前面道路の状況」、「基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備状況」、「基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」、「基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの」の各欄については、「I 宅地」と同様である。
- 3 「基準地の1平方メートル当たりの価格」の欄には、上段に本地価調査の標準価格、下段に平成26年地価公示の公示価格を表示した。